

# 令和5年第1回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第13号））	1
2	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第3号））	2
(議 案)		
1	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	3
2	藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正について	5
3	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
4	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	10
5	藤井寺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	13
6	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	16
7	市道路線の認定、廃止及び一部廃止について	19

このほかの提出議案

- |      |    |                                   |
|------|----|-----------------------------------|
| 議案番号 | 8  | 令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第14号）について       |
|      | 9  | 令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第15号）について       |
|      | 10 | 令和4年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
|      | 11 | 令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について   |
|      | 12 | 令和5年度藤井寺市一般会計予算について               |
|      | 13 | 令和5年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について         |
|      | 14 | 令和5年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について        |
|      | 15 | 令和5年度藤井寺市介護保険特別会計予算について           |
|      | 16 | 令和5年度藤井寺市病院事業会計予算について             |

17 令和5年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第13号））

令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月16日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第3号））

令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月16日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 議案第 1 号

### 藤井寺市印鑑条例の一部改正について

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 4 9 条により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）が改正されたことに伴い、条例中の同法引用部分について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例

藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「規定する利用者証明用電子証明書」を「規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定のうち同法第49条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 2 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正について

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

藤井寺市子ども・子育て会議条例（平成25年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 議案第 3 号

#### 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

#### 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 5 9 号）、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 6 7 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 7 5 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「場合は」の次に「、その行う保育に支障がないときに限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 議案第 4 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 6 5 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア<sup>(7)</sup>中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア<sup>(4)</sup>中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ<sup>(7)</sup>中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ<sup>(4)</sup>中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第

2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

藤井寺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

藤井寺市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から入院患者等の外出制限を行っているため、乳幼児等の付添い者への食事等の提供に係る料金規定を設けるとともに、その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課されるときは、市長が定めた額にこれらの規定による消費税の額及び地方消費税の額を加算して得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、特別に経費を要したときは、実費相当額を基準として、市長が別に定める額を徴収することができる。

別表第1健康診断料の項の次に次のように加える。

人間ドック検診料	1点単価10円以内（診療報酬点数表により難い場合は、1項目50,000円以内）	上記診療報酬に準じ所定の額を徴収する。
予防接種料	1点単価10円を乗じて得た額に薬価又は使用薬剤の実費相当額を加えた額以内	上記診療報酬に準じ所定の額を徴収する。
入院期間が180日を超える入院に係る選定療養費（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生	入院期間が180日を超えた場合の超えた期間1日につき入院基本点数の100分の15に相当する点数に10円を乗じて得た額以内	

労働省告示第 495号) 第 2条第4号に 掲げるものを いう。)		
---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 6 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 5 9 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 7 5 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第7号

市道路線の認定、廃止及び一部廃止について

次のとおり路線を認定、廃止及び一部廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定路線

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
国府56号線	国府1丁目403番12先 国府1丁目403番8先	————
北條町30号線	北條町78番11先 北條町79番2先	————
北條町31号線	北條町78番9先 北條町80番2先	————
小山218号線	小山7丁目1233番3先 小山7丁目1233番3先	————
藤ヶ丘50号線	藤ヶ丘4丁目419番16先 藤ヶ丘4丁目419番4先	————
藤ヶ丘51号線	藤ヶ丘4丁目419番16先 藤ヶ丘4丁目419番9先	————
藤ヶ丘52号線	藤ヶ丘3丁目317番5先 藤ヶ丘3丁目319番5先	————
津堂56号線	津堂3丁目634番先 津堂3丁目635番先	————
津堂57号線	津堂3丁目593番2先 津堂3丁目516番1先	————

## 2 廃止路線

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
壱町田殿本線	津堂2丁目702番3先 津堂2丁目97番5先	————
衣縫十ヶ坪線	御舟町109番先 小山9丁目379番2先	————
岡 中 線	岡2丁目524番5先 岡2丁目513番6先	————
柏ヶ花南町田西線	小山7丁目952番1先 小山7丁目1206番3先	————
上大船中央線	北岡2丁目57番4先 北岡2丁目49番29先	————
儀町大角線	小山1丁目212番4先 小山5丁目515番1先	————
儀町麦生線	小山1丁目212番4先 小山9丁目282番6先	————
少寺稻荷線	野中4丁目578番1先 野中4丁目584番9先	————
三ノ丸本丸線	津堂636番1先 津堂744番先	————
施基乾町平塚線	小山4丁目676番先 小山新町1082番3先	————
十万堂青線	野中3丁目696番2先 青山2丁目663番17先	————

巡 礼 道 線	藤井寺 4 丁目 3 4 0 番 1 先 野 中 4 丁目 5 9 4 番 先	_____
大 師 池 中 線	小 山 2 丁目 2 2 7 番 先 小 山 2 丁目 2 2 8 番 先	_____
太 道 野 々 上 線	藤井寺 2 丁目 4 2 3 番 1 先 藤井寺 4 丁目 3 6 0 番 9 先	_____
地 頭 寺 線	岡 2 丁目 9 8 7 番 1 先 岡 2 丁目 1 1 1 1 番 先	_____
地 番 地 北 市 線	小 山 新 町 1 0 9 0 番 1 先 小 山 6 丁目 1 1 7 6 番 先	_____
地 番 地 水 道 平 塚 線	小 山 6 丁目 1 1 2 5 番 1 4 先 小 山 新 町 1 0 8 1 番 2 先	_____
茶 園 苺 田 池 線	藤井寺 4 丁目 3 8 9 番 7 先 藤井寺 2 丁目 3 8 3 番 1 先	_____
長 海 防 北 市 線	津 堂 1 丁目 1 1 5 2 番 先 小 山 6 丁目 1 1 8 3 番 2 先	_____
丁 田 南 松 ヶ 本 線	小 山 7 丁目 1 0 3 1 番 2 8 先 小 山 7 丁目 9 8 5 番 5 8 先	_____
津 堂 岡 第 二 分 岐 線	津 堂 1 丁目 5 3 8 番 3 先 津 堂 1 丁目 5 2 9 番 9 先	_____
寺 前 少 寺 線	野 中 3 丁目 5 4 4 番 4 先 野 中 5 丁目 5 4 5 番 先	_____
寺 前 西 青 線	野 中 2 丁目 5 3 9 番 2 先 青 山 2 丁目 6 5 6 番 6 先	_____

中野西口線	野中3丁目543番2先 野中3丁目543番1先	_____
新関アヤメ線	津堂2丁目587番1先 津堂2丁目104番1先	_____
西口町線	津堂2丁目711番1先 津堂2丁目53番1先	_____
二ノ丸四ノ丸線	津堂754番先 津堂44番先	_____
二ノ丸蓮池線	津堂641番先 津堂665番先	_____
二ノ丸宮ノ後線	小山4丁目716番2先 小山4丁目1295番1先	_____
橋ノ内堤防線	小山7丁目1204番2先 小山7丁目1204番2先	_____
バン上川畑線	藤ヶ丘2丁目145番2先 藤ヶ丘2丁目138番1先	_____
本丸蓮池線	津堂646番先 津堂740番先	_____
水掻下ノ内線	東藤井寺町88番1先 東藤井寺町103番6先	_____
南町十万堂線	野中3丁目1040番2先 野中3丁目677番5先	_____
横枕線	小山8丁目840番3先 小山8丁目840番82先	_____

大井川南第20号線	西大井1丁目352番3先 西大井1丁目359番3先	_____
大井川南第21号線	西大井1丁目367番1先 西大井1丁目360番2先	_____
大井川南第25号線	大井2丁目508番5先 西大井1丁目466番1先	_____
大井村中第34号線	大井5丁目629番18先 大井5丁目629番17先	_____
国府1号線	惣社1丁目544番1先 惣社1丁目529番2先	_____
国府2号線	林6丁目270番1先 惣社1丁目554番1先	_____
国府5号線	惣社1丁目477番1先 惣社1丁目572番2先	_____
国府11号線	梅が園町304番10先 梅が園町215番3先	_____
国府17号線	惣社1丁目578番5先 国府1丁目582番1先	_____
国府18号線	国府1丁目473番2先 国府1丁目454番1先	_____
国府23号線	国府2丁目134番2先 国府2丁目182番2先	_____
国府27号線	国府2丁目97番1先 国府3丁目68番1先	_____

国府28号線	国府3丁目94番4先 道明寺1丁目8番4先	_____
国府32号線	国府3丁目64番11先 国府3丁目67番2先	_____
国府35号線	船橋町224番1先 船橋町203番1先	_____
古室西5号線	古室3丁目312番3先 東藤井寺町101番1先	_____
古室西6号線	西古室2丁目198番1先 西古室2丁目222番1先	_____
古室西8号線	古室2丁目433番1先 古室2丁目336番1先	_____
古室南10号線	古室2丁目412番6先 古室2丁目362番1先	_____
沢田2号線	沢田1丁目193番2先 西古室1丁目61番38先	_____
沢田3号線	沢田1丁目195番1先 沢田1丁目107番10先	_____
沢田6号線	沢田2丁目231番26先 沢田2丁目12番1先	_____
沢田15号線	沢田1丁目176番2先 沢田3丁目300番1先	_____
沢田20号線	沢田3丁目619番3先 沢田4丁目611番2先	_____

沢田 2 7 号線	道明寺 1 丁目 5 4 8 番 7 先 道明寺 1 丁目 8 番 5 先	_____
順礼 街 道 線	国府 1 丁目 3 3 0 番 1 先 西古室 1 丁目 6 2 番 2 先	_____
道明寺 4 1 号線	道明寺 4 丁目 1 4 0 番 5 先 道明寺 3 丁目 1 0 6 番 3 先	_____
道明寺 西 5 号線	道明寺 6 丁目 4 1 5 番 1 先 道明寺 2 丁目 5 1 7 番 先	_____
道明寺 西 8 号線	道明寺 2 丁目 5 1 7 番 先 道明寺 2 丁目 4 8 7 番 9 先	_____
道明寺 西 9 号線	道明寺 5 丁目 3 4 1 番 5 先 道明寺 5 丁目 3 3 7 番 1 5 先	_____
道明寺 西 1 0 号線	道明寺 5 丁目 2 8 4 番 先 道明寺 6 丁目 3 1 1 番 4 先	_____
道明寺 西 1 2 号線	道明寺 5 丁目 3 0 8 番 3 先 道明寺 5 丁目 2 4 7 番 1 先	_____
道明寺 西 1 3 号線	道明寺 5 丁目 3 0 7 番 1 先 道明寺 5 丁目 3 0 6 番 1 先	_____
道明寺 西 1 4 号線	道明寺 5 丁目 2 9 1 番 2 先 道明寺 4 丁目 1 1 7 番 1 先	_____
道明寺 西 1 5 号線	道明寺 4 丁目 2 3 5 番 2 先 道明寺 4 丁目 1 6 0 番 1 先	_____
道明寺 西 1 6 号線	道明寺 4 丁目 2 4 4 番 1 先 道明寺 4 丁目 2 3 9 番 2 先	_____

道明寺西17号線	道明寺5丁目301番4先 道明寺4丁目187番1先	_____
道明寺東21号線	道明寺2丁目40番3先 道明寺3丁目23番2先	_____
道明寺東22号線	道明寺3丁目59番1先 道明寺3丁目86番12先	_____
道明寺東23号線	道明寺3丁目58番2先 道明寺3丁目75番2先	_____
道明寺東32号線	道明寺2丁目650番1先 道明寺1丁目7番19先	_____
道明寺東36号線	道明寺2丁目642番1先 道明寺2丁目642番3先	_____
林6号線	林2丁目102番3先 林2丁目121番1先	_____
林13号線	林3丁目399番3先 林3丁目235番1先	_____
林15号線	林5丁目332番1先 林4丁目365番1先	_____
船橋4号線	船橋町88番先 北條町94番先	_____
船橋15号線	船橋町81番先 船橋町83番1先	_____
船橋北條線	北條町54番2先 北條町93番4先	_____

北 條 1 号 線	川北 3 丁目 1 3 7 番 1 2 先 川北 3 丁目 1 3 7 番 2 先	_____
役 場 道 明 寺 線	沢田 3 丁目 3 5 1 番 4 先 道明寺 1 丁目 4 8 8 番 先	_____
国 府 2 4 号 線	国府 2 丁目 9 3 番 2 先 道明寺 3 丁目 1 7 番 4 先	_____
幸 田 来 伴 線	小山 5 丁目 5 5 3 番 1 5 先 小山 5 丁目 5 5 3 番 2 1 先	_____

### 3 一部廃止路線

路 線 名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
恵美坂 1 4 号 線	新	恵美坂 1 丁目 2 9 1 番 1 8 先 恵美坂 1 丁目 2 9 1 番 1 8 先	_____
	旧	恵美坂 1 丁目 3 0 3 番 2 7 先 恵美坂 1 丁目 2 9 1 番 1 8 先	_____

#### 提案理由

開発行為の完了等による市道路線の認定、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線の廃止及び道路認定に錯誤があったことによる市道路線の一部廃止を行うものである。